

## 第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和6年3月8日（金）午後3時00分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（12名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（0名）				
出席推進委員（8名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第54号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第55号議案 非農地の現況証明について 第56号議案 農用地利用集積計画の決定について 第57号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報 告 事 項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>渡邊委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 12 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号 7 番の渡邊由佳 委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、7 番の渡邊由佳委員、8 番の清水武敏委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 議事</p> <p>議案第 53 号</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.議事に入ります。</p> <p>議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。</p> <p>本冊 2 頁をお願いします。</p> <p>議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p>

<p>議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、松崎●●。譲受人は、松崎●●。土地の所在は、大字中興寺——、地目は台帳・現況・利用状況 いずれも畑、面積は 120 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 1 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真の位置図で、右側に赤色で囲っている三角形の箇所です。この度、譲受人は、青色で囲っている申請地の右側の——番、地目は宅地であり、現在は空き家になっており、この宅地を購入される予定です。この宅地の名義人は譲渡人であります。この宅地の左側隣接地に位置するこの畑を併せて購入希望されるものです。この畑は、現在は、はっさくや梅が植えてあるようですが、引き続きその管理をするとともに、自家用野菜の栽培も実施したいという意向があり、赤色で囲っているこの申請地については、引き続き農地として維持、利用されるものです。</p> <p>以上、申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、皆さんから質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>本冊 3 頁です。</p> <p>議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に</p>
--	------------------------------------	---

進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、3-1 頁～3-5 頁)

番号 1 土地の所在、大字引地——。地目は田、転用面積は 1,991 m<sup>2</sup>。転用計画の用途は、その他の業務用地。施設概要は、太陽光発電施設の設置です。施設面積は、464.90 m<sup>2</sup>です。譲受人は、北栄町——、株式会社●●。譲渡人は、引地●●。契約内容は、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地。区分決定根拠は、500m以内に駅・役場等の施設がある農地です。具体的には役場東郷支所や松崎駅が 500m以内にありま。許可根拠規定は、代替地なしです。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、太陽光発電設備の容量は、99.90 キロワット、555 ワットパネルを 180 枚設置するものです。また、敷地全体には防草シートを設置するとともに、パネル周辺には高さ 1.2mのフェンスを 124m設置されます。農業振興地域整備計画において農用地除外済みです。また、湯梨浜町太陽光発電ガイドラインに係る誓約書、同意書が添付されています。なお、同意書は、地元区長、隣接土地所有者からの同意書であります。

頁をめくって頂き、3-1 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で囲っている箇所です。申請地の南側は、水路を挟んで町道が通っています。また、北側は水路を挟み JR の線路が通っています。この航空写真の左上には、役場東郷支所などの公共施設が見えています。また、右上、この航空写真では見えていませんが、松崎駅がございます。

次の 3-2 頁が現地の写真です。2 枚とも町道側から撮影していますが、上の写真は南側から、下の写真は北東側から撮影したものです。次の 3-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。申請地の西側の田、——番、東側の田、——番と——番、この 3 筆の土地所有者からの同意書が添付されています。

次の 3-4 頁が転用部分——番のパネル配置図、いわゆる土地利用計画図です。申請地の北側——番、JR の鉄道用地との境界線から十数メートル、具体的には 15m程度離してパネルを設置されます。これは、JR 側との協議により、線路から 12m以上の距離を空けて設置するよう要望があったことによるものです。また、隣接農地への日照や通風の影響を考慮し、西側隣接農地——番との境界線からは 3mから 4m離して、東側隣接農地——番、——番との境界線からは 5mから長いところで 10m程度離してパネルを設置されます。なお、防草シートは敷地全体に設置、パネルの周囲にはフェンスが設置されます。

<p>議案第 55 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 倉本委員  (議長)  (議長) 事務局</p>	<p>次の 3-5 頁が架台図を添付してありますのでご確認ください。記載にはありませんが、参考までに、盛土は行わず、現状の土地のレベルのまま、防草シートを設置し、架台及びパネルを設置されます。地上面からのパネルの一番高いところの高さは約 2m です。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 20 番の倉本哲男委員より報告をしてください。</p> <p>この転用申請地の北側、南側の水路には影響がありません。また、隣接耕作者の同意書も添付されています。よって、周辺農地への支障もないことから、この転用計画を認めることについて問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の本案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 55 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。まずは、申請番号 1 について説明をしてください。</p> <p>本冊 4 頁です。</p> <p>議案第 55 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁～4-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、久留●●。土地の所在は、大字久留——。地目は台帳 田、現況 宅地、面</p>
----------------------------------	--	--

	<p>(議長)</p> <p>清水委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>渡邊委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>積は 85 m<sup>2</sup>。20 年以上前から住宅用地の駐車場として利用しており、今後も農地として利用することはない土地であります。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1 頁が航空写真の位置図です。右下付近に赤色で囲っています。申請地の右隣、——番が申請人の自宅であり、申請地は日頃から駐車場として利用しているものです。頁をめくって頂き、4-2 頁が現地の写真です。申請地南側の町道側から撮影しています。次の 4-3 頁が公図ですのでご確認ください。番号 1 の説明は以上です。</p> <p>番号 1 の説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 8 番の清水武敏委員より報告をしてください。</p> <p>この申請地は、本日の現地調査の際も自家用車が駐車されておりました。今後も駐車場として利用されることから、非農地として認めることに問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>質疑については、後で一括して行いますのでよろしくお願いします。</p> <p>次に申請番号 2 について、説明してください。</p> <p>再度、4 頁に戻っていただき、 (資料は 4-4 頁～4-6 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、原●●。土地の所在は、大字園——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 566 m<sup>2</sup>。その昔、県道倉吉青谷線工事の残土で埋め立てられ、その後平成 11 年に作業場を建築し現在に至っているというものです。</p> <p>頁をめくって頂き、4-4 頁が航空写真の位置図です。真ん中付近に赤色で囲っている箇所です。次の 4-5 頁が現地の写真で、県道側から撮影したものです。次の 4-6 頁が公図ですのでご確認ください。番号 2 の説明は以上です。</p> <p>番号 2 の説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 7 番の渡邊由佳委員より報告をしてください。</p> <p>この申請地は、作業場やアスファルト敷き部分もあり、容易には農地として復元することは困難な土地でありますので、非農地として認めることに問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に申請番号 3 について、説明してください。</p> <p>再度、4 頁に戻っていただき、</p>
--	---	---

	<p>(議長)</p> <p>倉本委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>清水委員</p>	<p>(資料は 4-7 頁～4-9 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、京都府長岡京市の●●。土地の所在は、大字引地——。地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 316 m<sup>2</sup>。30 年以上前には耕作を止め、物置小屋を建てている。また、親族や近所の方の駐車場としても使用しているものです。</p> <p>頁をめくって頂き、4-7 頁が航空写真の位置図です。真ん中少し下付近に赤色で囲っている箇所です。次の 4-8 頁が現地の写真です。上の写真 2 枚は、申請地の西側町道沿いから撮影したもの、下の写真 2 枚は申請地の東側から撮影したものです。土地の形状がいびつであるため、全体がわかりにくいですが、物置が設置してある、また更地の部分は真砂土が敷かれている状況にあります。次の 4-9 頁が公図ですのでご確認ください。番号 3 の説明は以上です。</p> <p>番号 3 の説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 20 番の倉本哲男委員より報告をしてください。</p> <p>この申請地は、集落内に位置し、周囲三方は家に囲まれています。日当たりも悪く、農地として復元しても維持していくことは極めて困難な土地でありますので、非農地として認めることに問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に申請番号 4 について、説明してください。</p> <p>再度、4 頁に戻っていただき、</p> <p>(資料は 4-10 頁～4-12 頁)</p> <p>番号 4 申請人は、大阪市港区の●●。土地の所在は、大字長江——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 386 m<sup>2</sup>。平成 2 年頃から農業用倉庫を建築し使用してきたものです。また、土地の南側は、申請地の奥、西側に位置する JA 農機具倉庫への通路として使用しているものです。</p> <p>頁をめくって頂き、4-10 頁が航空写真の位置図です。真ん中付近に赤色で囲っている箇所です。この航空写真の右側に斜めに走っているのは県道です。次の 4-11 頁が現地の写真です。上の写真 2 枚は、申請地の西側から撮影したもの、左下の写真は申請地の南東側の町道沿いから撮影したもの、右下の写真は申請地の北東側の町道沿いから撮影したものです。次の 4-12 頁が公図ですのでご確認ください。番号 4 の説明は以上です。</p> <p>番号 4 の説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 8 番の清水武敏委員より報告をしてください。</p> <p>この申請地は、長方形の土地です。中央部には農業用倉庫があり、南側部分は JA 農機具倉庫</p>
--	--	---

	<p>(議長)</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>山本推進委員 (議長)</p> <p>河井推進員 事務局</p> <p>河井推進委員 (議長)</p>	<p>の進入路になっています。北側部分は一部コンクリートの基礎が残っており、建物の形跡があります。よって、農地として復元することは困難な土地でありますので、非農地として認めることに問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより申請番号 1 から 4 について、一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>申請番号 4 について、すでに家が建っているから非農地ということですか。</p> <p>申請地は、農業用倉庫や JA 農機具倉庫への進入路となっている状況です。非農地証明の判断としては、農地としての利用がなくなってから 20 年以上経過を目安としています。申請番号 4 の案件は 30 年以上経過しておりますので、この度申請がされたものです。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>全体を通して、現況地目が宅地や雑種地とありますが、課税関係はどうでしょうか。</p> <p>課税については、宅地より雑種地のほうが高いと認識しています。宅地は人が居住するということから雑種地よりも安くなっています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑は無と認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 55 号「非農地の現況証明について」、申請番号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 3 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 4 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
--	--	--

<p>議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>よって、議案第 55 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決致します。</p> <p>次に、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 11 番の蔵本孝広委員、12 番の山上真治委員、17 番の伊藤文夫推進委員、19 番の音田孝好推進委員、計 4 名の申請の各筆明細、整理番号 4 から 7、10、13、以上の 6 つの案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 4 から 7、10、13、以上の 6 つの案件を先に分割審議することとします。それでは、4 名の委員は退席してください。</p> <p>(11 番の蔵本孝広委員、12 番の山上真治委員、17 番の伊藤文夫推進委員、19 番の音田孝好推進委員、計 4 名 退席)</p> <p>4 名の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明してください。</p> <p>本冊 5 頁です。</p> <p>議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 6 年 3 月 15 日です。</p> <p>(資料は、5-1 頁～5-2 頁)</p> <p>まずは 5-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は、借人 10、貸人 13。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 1 件で 2,351 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が 9 件で 14,613 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 2 件で 3,183 m<sup>2</sup>、10 年以上が 1 件で 2,150 m<sup>2</sup>です。設定作物等面積は、水田としての利用が 15,505 m<sup>2</sup>、転作田としての利用が 2,351 m<sup>2</sup>、樹園地としての利用が 2,150 m<sup>2</sup>、普通畑としての利用が 2,291 m<sup>2</sup>。利用権設定面積率は 0.178%であります。</p> <p>各筆明細は、頁をめくって頂き、5-2 頁になります。なお、説明は簡潔にさせていただきます。</p>
--------------------------------------	------------------------	--

	(議長)	<p>まずは、分割審議案件です。</p> <p>整理番号 4、利用権の設定を受ける者、長江——、音田孝好です。大字長江地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 19 番の音田孝好推進委員関連は以上です。</p> <p>整理番号 5、利用権の設定を受ける者、田後——、株式会社●●です。大字長江地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 6 と 7、利用権の設定を受ける者、同じく株式会社●●です。大字田後地内とはわい長瀬地内の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。</p> <p>整理番号 10、利用権の設定を受ける者、方地——、伊藤文夫です。大字方地地内の田を、新規で大豆栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。議席番号 17 番の伊藤文夫推進委員関連は以上です。</p> <p>整理番号 13、利用権の設定を受ける者、宇野——、蔵本孝広です。大字赤池地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 11 番の蔵本孝広 委員関連は以上です。</p> <p>以上、4 名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。各筆明細、整理番号 4 から 7、10、13、以上の 6 つの案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議している整理番号 4 から 7、10、13、以上の 6 つの案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、整理番号 4 から 7、10、13、以上の 6 つの案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している 4 名の方に入室していただきます。</p> <p>(11 番の蔵本孝広委員、12 番の山上真治委員、17 番の伊藤文夫推進委員、19 番の音田孝好推進委員、計 4 名 着席)</p>
--	------	---

	<p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>山田委員</p> <p>事務局</p> <p>横川委員</p> <p>山田委員</p> <p>(議長)</p>	<p>それでは、退席委員 4 名の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 56 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>分割審議案件以外です。表の右側に、新規・更新の別及び認定農業者は認農と記載があります。認定農業者についてのみ説明をします。</p> <p>整理番号 1、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字長和田地内の田を、新規で水稻栽培を 6 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 2、利用権の設定を受ける者、はわい長瀬●●です。はわい長瀬地内の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 8 と 9、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字長江地内と大字門田地内の計 4 筆の田を、新規で水稻栽培を 6 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 12、利用権の設定を受ける者、田畑●●です。大字田畑地内の畑を、新規で梨栽培を 15 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>以上が認定農業者分であり、その他、記載のとおりですのでご確認ください。</p> <p>以上、分割審議以外の案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>整理番号 12 について、15 年契約で、作物が梨ですが、これは何年生の梨の木なのかわかりませんか。</p> <p>事務局としては承知していません。</p> <p>私が利用権設定に関わりましたので説明します。品種は赤梨で、梨の木の年数は 16 年目に入ると認識しています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」は、</p>
--	---	--

<p>議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁)</p> <p>次の 6-1 頁の農用地利用集積等促進計画案（売買関係）をご覧ください。</p> <p>農地番号 1,2 とも現在の地権者は、松崎●●です。土地の表示は、大字野方——番と——番の 2 筆です。地目は、——番が畑、——番が原野、——番は法面部分であり、——番とセットで売買するものです。</p> <p>この 2 筆を、中間管理機構を通じて、認定新規就農者であります、藤津●●が買受し、梨栽培を行うものです。「地権者から機構へ所有権を移転する対価」及び「機構から耕作者へ所有権を移転する対価」は、ともに 2 筆合計で記載のとおり同額であります。令和 6 年 3 月までの売買は、「機構から耕作者へ所有権を移転する対価」は、「地権者から機構へ所有権を移転する対価」に 1 % が加算されていましたが、令和 6 年 4 月以降の売買は、この加算が廃止されることとなります。なお、機構から●●への所有権移転の完了予定日は、令和 6 年 6 月 25 日です。説明は以上です。</p> <p>(議長)</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(議長)</p>	<p>(1) 3 月農家相談会の日程について、説明してください。</p>

<p>5 閉会</p>	<p>事務局  (議長) 事務局  (議長) 事務局 清水部会長 山田部会長  (議長) 事務局  (議長)</p>	<p>○3月農家相談会の日程について 3月21日(木)午前9時～正午 担当：4番 山田隆雄 委員、6番 山下和子 委員、20番 倉本哲男 推進委員</p> <p>(2)4月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○4月定例総会の日程について 4月10日(水)午後3時00分～ ⇒日程変更：4月12日(金)午後3時00分～ とする。 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 9番 横川 力 委員、10番 中村弘明 委員、13番 赤井 保 推進委員</p> <p>(3)令和6年度湯梨浜町農業委員会活動計画について、説明してください。</p> <p>○令和6年度湯梨浜町農業委員会活動計画について 資料により説明⇒基本的には記載の内容とする。</p> <p>(4)令和6年2月9日開催「各部会」の協議結果について、説明してください。</p> <p>○令和6年2月9日開催「各部会」の協議結果について 農政・担い手部会／清水部会長より説明 農地対策部会／山田部会長より説明 ⇒具体的には今後協議していく。</p> <p>その他に事務局からございますか。</p> <p>○活動記録簿について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度版を配布しますので、4月1日以降の活動はこちらに記載してください。</li> <li>・令和5年度版は、3月31日までの記載分を4月5日までに事務局へ提出してください。</li> </ul> <p>その他、皆さんの方から何かございますか。 無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第12回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後5時15分)</p>
-------------	--	--